

豊橋市立くるみ保育園重要事項説明書

1 事業者

名 称	豊橋市
代表者の氏名	豊橋市長 長坂 尚登
所 在 地	愛知県豊橋市今橋町 1 番地
電 話 番 号	0 5 3 2 - 5 1 - 2 3 1 5 (保育課)
条例の目的に 定めた事業	第 2 種社会福祉事業 保育所の経営

2 保育園の概要

名 称	豊橋市立くるみ保育園
所 在 地	愛知県豊橋市松葉町三丁目 8 番地-3
電 話 番 号	0 5 3 2 - 5 3 - 1 5 2 8
事業認可年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
施設長の氏 名	園長 山本 恵美
利 用 定 員	2 号認定…… 8 0 名 3 号認定…… 6 0 名
保育の内容	乳児保育、特別支援保育、延長保育、休日保育、一時預かり
職員への研修の 実 施 状 況	職種・経験に基づき、各自の仕事のレベルを高めるため、全ての職員に実施
嘱 託 医	内 科・小児科医：さかとクリニック 坂戸信行 歯科医： 森川矯正歯科 森川泰志（委託）

3 施設の概要

敷地面積	1249.49 m ²
建 物	鉄骨造 2 階建 延べ床面積：845.04 m ²
施設の内容	保育室・乳児室・ほふく室・調理室・沐浴室・遊戯室・屋外運動場
設備の内容	冷暖房

4 施設の目的・運営の方針

当園は、子ども・子育て支援法に示す基本理念を踏まえつつ、児童福祉法及び関係法令並びに関係条例を遵守し、保育所保育指針に基づき、小学校就学前の子どもに対して、適正な特定教育・保育を提供することを目的としています。 当園の運営方針は、「見る・聴く・感じる力を大切にしながら、生きる力の基礎を育みます。」を掲げています。

5 職員体制（令和6年4月1日現在）

職種	員数	職務内容
園長	1人	職員の管理及び業務の一元的管理
主任保育士	1人	保育業務の統括、保育士指導、園長の補佐
保育士	24人	全体的な計画及び指導計画の立案及び保育
調理員	3人	献立に基づく調理業務及び食育活動
嘱託医	1人	園児の健康診断や健康相談等

7 開園日・開園時間及び休園日

開園日	日曜日から土曜日
開園時間	午前7時45分から午後7時00分（土曜日午後6時00分）
休園日	年末年始（12月29日から1月3日）

8 年間行事

月	主 な 行 事 内 容 （毎月 ○誕生会 ○避難訓練）
4	◎入園式（新入園児）
5	○春のピクニック（幼児クラス） ○内科健診
6	○プール開き ○歯科健診 ◎保育参観（幼児クラス） ◎懇談会
7	○七夕会
8	
9	○プール納め ◎保育参観（3歳未満児）
10	◎くるみんピック（幼児クラス） ○内科健診
11	○秋の遠足
12	◎くるみっこフェスタ（幼児クラス） ○クリスマス会 ○もちつき会
1	
2	○豆まき会 ◎保育参観 ◎懇談会（希望者）
3	○ひなまつり会 ○おわかれウィーク ◎卒園式（年長児） ○修了式

◎保護者参加行事 （ ）内は、該当クラス

9 毎日の流れ

時間	0・1・2歳児	3歳児 (4月～9月)	3歳児 (10月～3月)	4・5歳児
7:45	早朝保育	早朝保育	早朝保育	
8:30	登園	登園	登園	
	遊び			
9:30	おやつ	遊び	遊び	
10:00	遊び	クラス別保育	クラス別保育	
				
11:00	給食	給食		
12:00	午睡	休息	給食	
				
		午睡	休息	
			遊び (6月～8月は午睡があります)	
15:00	おやつ 遊び 順次降園			
16:30 ～	短時間認定 → 延長保育 標準時間認定 → 長時間保育			
18:45 ～ 19:00	標準時間認定 → 延長保育			

10 給食

給食の方針	
	給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を提供します。天然素材のダシを使い、野菜を中心に栄養バランスを考えた献立を取り入れています。
昼食・おやつ	
	毎月月末に翌月の献立表を登降園管理システム上に掲載します。
アレルギーなどへの対応	
	アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（生活管理指導表）を提出してください。個別にご相談の上、診断書（生活管理指導表）に基づき当園で可能な物は、除去して対応します。
衛生管理	
	調理員及び主任保育士、0歳児担当保育士は、毎月検便を行っています。保健所による食品衛生監視指導のもと、適切な衛生管理を行っています。

11 入園時に必要な書類

1	住居を確認するもの
2	保護者の連絡先を明示するもの
3	子どもの体調を確認するもの（病歴、予防接種の記録、アレルギーなど）
4	子どもの嗜好や生活習慣を知るもの

12 保護者と保育園の連絡について

連絡帳等の活用	
	子どもが毎日健康で元気に過ごすためには、保護者と園が十分コミュニケーションを取り、協力し合うことが大切であると考えています。そこで、園での状況やご家庭での状況を相互連絡し合うために、連絡帳や登降園管理システムを活用します。体温、体調、食事、排便状況など、子どもの家庭での様子をお知らせください。
園だより・クラスだよりの発行	
	行事や連絡事項、注意事項などをお知らせする園だより・クラスだよりを、毎月1回発行します。登降園管理システム上にも掲載します。

13 保護者会

保護者からご意見を頂いたり意見を交換する場として、保護者の自主運営による保護者会があります。年に1回総会があり、保護者会主催の行事内容などについてお知らせします。

1 4 健康診断・歯科健診

健康診断	年2回、嘱託医が健診し、健診の結果を診断結果通知書でお知らせします。また、毎月1回、身長・体重の測定を行い、結果をお知らせします。
歯科健診	年1回、歯科医が健診し、健診の結果を診断結果通知書でお知らせします。
その他	子どもの日頃の様子で心配なことがありましたら、ご相談ください。

1 5 保護者の負担

	2号認定（3・4・5歳児）	3号認定（0・1・2歳児）
保育料	保護者負担はありません。	市が定める市町村民税（所得割額）に応じた保育料をお支払い下さい。 別途、「保育料決定通知書」を郵送します。 お支払いは原則口座振替となります。
実費負担 (毎月又は 随時集金と なります。)	○給食費 日額 240 円 (副食費免除の方 日額 40 円) ・ 平日の利用 日額×平日の給食提供日 なお、4月～8月と10月～2月については、毎月 5,000 円（副食費免除の方 月額 900 円）を徴収し、9月と3月で調整し精算します。 ・ 土曜日の利用 土曜保育の利用日数分を徴収 日額 240 円 (副食費免除の方 日額 40 円) ○制服(園服、体操服、体操半ズボン、カラー帽子、上靴) およそ 9,000 円 ○教材費(個人持ち用品) およそ 6,000 円 ○月刊絵本代(4.5 歳児) およそ 5,000 円 (年額)	・ 帽子代 およそ 1,210 円 ・ 連絡ファイル代 およそ 60 円
延長保育料	・ 短時間認定 午後 4 時 30 分以降 ・ 標準時間認定 午後 6 時 45 分以降 150 円 (1 日)	

1 6 園の利用に際し留意していただくこと

登園時間	
	登園は午前 9 時までをお願いします。
欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合	
	当日の午前 9 時までには電話（TEL0532-53-1528）または、登降園管理システムで連絡してください。
お迎えが遅れる場合、いつもの保護者と違う場合	
	通常保育（保育短時間認定）の場合は午後 4 時まで、長時間保育（保育標準時間認定）の場合は午後 5 時までには連絡してください。
毎朝の検温、体調の確認	
	子どもの体調を知るために、ご家庭での検温を必ずお願いします。登園時に、不調または発熱が疑われる場合は、職員が検温をします。登園前には、ご家庭で①食欲の有無②発熱の有無③排便の状態など、いつもの様子と異なっていないか確認してください。
感染症について	
	麻疹（はしか）・水痘（水ぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザなど学校保健法で指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。
体調不良のある場合	
	平熱からの発熱（37.5℃以上を目安）、その他体調不良（嘔吐・下痢など）がある場合には、登園を控えてください。また、登園後同様の症状となった場合にはお迎え等の連絡をさせていただく場合があります。
与薬について	
	医療行為にあたるため、原則として与薬は行えません。ただし、どうしても必要な場合、医師の処方を受けた薬に限り、お預かりし与薬します。その場合、くすり連絡票を園にて書いていただきます。

1 7 その他の留意事項

禁止事項	他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動は止めてください。
------	-----------------------------------

1 8 賠償責任保険の加入

全国市長会賠償責任保険に加入しています。	
	1 事故 500,000,000 円 1 名につき 50,000,000 円

19 緊急時の対応

保育中に容態の変化などがあった場合、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医または主治医に連絡をとるなど、必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、責任を持ってしかるべき対処をしますので、あらかじめご了承ください。

緊急連絡通報先

＊嘱託医

内科・小児科 さかとクリニック 坂戸信行
豊橋市大手町 101 TEL 0532-52-5146

＊豊橋市中消防署

豊橋市東松山町 23 TEL 0532-52-0119

＊豊橋警察署

豊橋市八町通三丁目 8 TEL 0532-54-0110

20 非常災害時の対策・防犯対策

防災計画	くるみ保育園 危機管理マニュアル
防火管理者	園長 古林 育恵
避難訓練	火災及び地震を想定した訓練を月 1 回、不審者侵入訓練年 2 回
防災設備	自動火災報知機・煙感知器・誘導灯
防犯設備	非常通報装置・室内カメラ・防犯カメラ
避難場所	第 1 避難場所：園庭 第 2 避難場所：松葉公園 第 3 避難場所：こども未来館

21 虐待防止のための措置

子どもの人権擁護・虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し虐待の防止を啓発・普及するための研修等を実施しています。

○虐待防止責任者：園長 古林 育恵

2 2 相談・苦情

くるみ保育園 相談・苦情対応	*相談・苦情受付担当者： 主任保育士 杉浦 久美子 T E L 0532-53-1528
	*相談・苦情解決責任者： 豊橋市役所こども未来部保育課 保育課長 大岩 博 T E L 0532-51-2318
	*第三者委員： 豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 代表 今井 美代子 T E L 0532-64-6845 豊橋創造大学短期大学部教授 青嶋 由美子 T E L 050-2017-2258
上記以外の 相談・苦情 受付窓口	*愛知県社会福祉協議会運営適正化委員会 名古屋市東区白壁 1-50 T E L 052-212-5515 (月～金 8:30～17:15)

2 3 守秘義務及び個人情報の取扱い

職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、下記の場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

【外部提供について】

業務上知り得た子どもや保護者に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定に関し、市町村（保育課）へ必要な情報提供を行うこと。
- 小学校への入学、他の特定子ども・子育て支援提供者、教育・保育施設等へ転園する場合など当施設における保育の終了に際して、他の施設・事業所への円滑な移行・接続が図れるよう、必要な連絡調整を行うこと。
- 兄弟姉妹が他の特定子ども・子育て支援施設等に在園する場合において、他の施設・事業所等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

【施設内での掲示について】

日々の保育の必要性に応じて、子どもの誕生日、写真、名前が記入してあるものなど、施設内に掲示することがあります。

同 意 書

令和 7年 3月 7日

保育の提供の開始について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 豊橋市立くるみ保育園
説明者 職名 園長 古林 育恵

令和 年 月 日

私は、本書面にに基づき重要事項の説明を受け、本施設（くるみ保育園）の保育の提供の開始に同意しました。

利用者（保護者） 住 所
氏 名